



広報

しま

2008

7/21号

Vol.86

お知らせ

お知らせ

8月1日から
後期高齢者医療被保険者証が
更新されます

現在お持ちの後期高齢者医療
被保険者証（薄いピンク色）の
有効期限は7月31日です。

新しい保険者証（薄い緑色）
を三重県後期高齢者医療広域連
合から郵送しますので、8月か
らは、新しい保険者証で診療を
受けてください。

《限度額適用・標準負担額減額認
定証》

世帯全員の住民税が非課税の
場合、入院された時に自己負担
額が減額されます。該当する
と思われる人は、保険課に申し出
てください。

長寿医療健康診査・受診券
交付

後期高齢者医療の加入者を対
象に生活習慣病（糖尿病など）
の早期発見を目的とした長寿医
療健康診査を実施します。

● 受診期間 8月～12月まで

● 受診場所 県内の長寿医療健
康診査を実施する医療機関

● 自己負担額

住民税課税世帯の人 500円

住民税非課税世帯の人 200円

※受診券を三重県後期高齢者医
療広域連合から郵送します。

問い合わせ

三重県後期高齢者医療広域連合
☎ 059・221・6883

保険課

☎ 43・8127 FAX 43・4461

原爆展の開催

原爆展を通して環境・平和と
人権について考えてみませんか。

とき

8月6日（水）～17日（日）

ところ

阿児アリーナロビー

大王公民館ロビー

休館

各施設の休館日

問い合わせ

人権啓発推進課（磯部分庁舎）

☎ 55・1012 FAX 55・2954

爆音機使用は周囲への 気配りを！

野生鳥獣による農作物被害は
大変深刻で、爆音機などの使用
は不可欠です。しかし、その音
が切実な問題となっています。

爆音機の音を制限または禁止
する定めはありませんが、お互
いに相手の立場に立って気持ち
よく暮らせるよう設置について
は十分な配慮をお願いします。

● 住宅地からできるだけ離れた
場所へ設置するよう心がけま
しょう。

● 爆音機の方角を住宅地に向け
ずに設置しましょう。

● 音の鳴る間隔を空けるなど配
慮しましょう。

● 夜間などの迷惑になる時間帯
（特に早朝・深夜）の使用はさ
けましょう。

問い合わせ 農林課

☎ 53・3003 FAX 53・2681

今月の納税・納付

- 固定資産税 2期
 - 国民健康保険税 3期
- ※口座振替の人は、預貯金
残高をご確認ください。

納期限 7月31日（木）
市税の納付に関するご相談
は収税課（☎ 43・8126）まで

国民健康保険税は

こうして決まります

問い合わせ 保険課

☎ 43・8127
FAX 43・4461

国民健康保険税(以下国保税)は、その年に予測される医療費から、みなさんが病院などで支払う一部負担金と国などからの補助金等を差し引いて決めます。各世帯の国保税は、次のように決まります。

世帯の年間国保税額

=

所得割

世帯の加入者の所得に応じて計算

+

資産割

世帯の加入者の資産に応じて計算

+

均等割

世帯の加入者数に応じて計算

+

平等割

一世帯にいくらずと計算

国保税全体額の基本的な割合

・応能割…50

所得割…40 資産割…10

・応益割…50

均等割…35 平等割…15

国保税は

世帯主が納めます

国保税は世帯ごとにまとめて世帯主が納めることになっています。世帯主が国民健康保険(以下国保)に加入していなくても、世帯のだれかが国保に加入していれば、納税通知書は世帯主に送られます。

国保税は、皆さんが安心して医療を受けるための貴重な財源ですので、期限までに納めましょう。

後期高齢者支援金分が創設されました

今までは、国保税の医療給付費分から「老人保健拠出金」を負担していました。

今年4月に「後期高齢者医療制度」が創設されたことにより、医療給付費分から「後期高齢者支援金分」が分けられました。これにより、後期高齢者の医療費についての負担分が明確化されました。

年齢によって国保税は納め方が異なります

● 40歳未満の人

医療給付費分と後期高齢者支援金分を合わせ国保税として納めます。介護保険分の負担はありません。

※年度の途中で40歳になる時は、40歳の誕生日のある月(1日)が誕生日の人はその前月)から介護納付金分を納めます。

● 40歳以上65歳未満の人

40歳以上65歳未満の人は、介護保険の第2号被保険者になります。医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合わせ国保税として納めます。

※年度の途中で65歳になるときは、65歳になる前月(1日)が誕生日の人はその前々月)までの介護納付金分を計算し、国保税として年度末までの納期に分けて納めます。

● 65歳以上75歳未満の人

65歳以上75歳未満の人は、介護保険の第1号被保険者になります。医療給付費分と後期高齢者支援金分を合わせ国保税とし

て納め、介護保険料は別に納めます。

納め方が変わりました

今年度から、世帯主を含む、世帯の国保加入者全員が65歳以上75歳未満の場合は、原則として世帯主の年金から天引き(特別徴収)となります。

世帯主が国保被保険者以外、年金が年額18万円未満、介護保険料の天引きとあわせた額が年金額の2分の1を超える場合などは、天引きはされず、個別に納付(普通徴収)します。

年金天引きから

口座振替への変更

国保税の特別徴収の基準が見直され、申し出により口座振替(普通徴収)に変更できるようになりました。8月11日(月)までに申し出てください。

※ただし、国保税を滞納されている人はできません。



平成 20 年度国民健康保険税率

【()は平成 19 年度の税率・税額】

区分	算定の基礎		地区	医 療 分		支援金分	介護分
応 能 割	所得割	加入者それぞれの前年中の総所得から基礎控除(33万円)を差し引いた額の合計に応じて	浜島	5.15%	(7.80%)	1.85%	1.50% (1.96%)
			大王		(8.00%)		
			志摩	4.55%	(6.60%)		
			阿児磯部				
	資産割	加入者の当該年度の固定資産税額(土地・家屋にかかるもの)に応じて	浜島	24.00%	(36.00%)	10.00%	8.50% (9.00%)
			大王		(38.00%)		
			志摩		(34.50%)		
			阿児磯部				
応 益 割	均等割	世帯内の加入者数に応じて	浜島	17,800 円	(25,500 円)	7,700 円	8,500 円 (9,600 円)
			大王		(24,800 円)		
			志摩				
			阿児磯部				
	平等割	加入世帯一律	浜島	17,700 円	(24,000 円)	6,300 円	5,000 円 (7,200 円)
			大王				
			志摩				
			阿児磯部				
賦 課 限 度 額			470,000 円 (530,000 円)		120,000 円	90,000 円 (90,000 円)	

今年度の国保税率が決定

今年度分の国保税率が決定しました。

市では合併後5年間は、医療給付費分について、旧町単位で異なる不均一課税を採用しています。(4月1日現在の住所地の税率で課税)

国保税の決定と納期(普通徴収)

今年度から年税額を決定する本算定の時期が7月になりました。

国保税は、前年の所得が確定するまでの仮算定【1期(5月末)・2期(6月末)】と、所得などの確定後に年税額を決定した後の本算定【3期(7月末)】、10期(2月末)とを合わせて、年10回の納期があります。

国保税の所得割額は、前年の所得をもとに決められます。正しく申告しないと、国保で受けられるさまざまな給付や、所得に応じた軽減措置などが受けられないこともあります。

国保税の軽減

世帯の合計所得が一定額以下の場合、均等割・平等割に7割・5割・2割の軽減があります。

また、75歳以上の人が国保から後期高齢者医療制度に移行した場合は、次のような軽減措置がとられます。

① 所得の低い世帯の軽減措置
国保税の軽減を受けている世帯

区分	軽減基準所得(世帯合計所得)
7割軽減	33万円
5割軽減	33万円 + (24万5千円 × 世帯主以外の被保険者と世帯主以外の旧国保被保険者の合計数)
2割軽減	33万円 + (35万円 × 世帯に属する被保険者と世帯に属する旧国保被保険者の合計数)

帯は、世帯構成や収入が変わらなければ、5年間今までと同じ軽減を受けることができます。

② 平等割が半額

2人以上国保の被保険者がいる世帯で、被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことによって、国保の被保険者が1人の世帯となる場合には、医療給付費分および後期高齢者支援金分に係る平等割が5年間は半額になります。

被扶養者だった人の国保税の減免

75歳以上の人が、会社の健康保険などの被用者保険から後期高齢者医療制度に移行し、被用者保険の被扶養者から国保の被保険者となった65歳以上の人は、新たに負担する国保税について、次のとおり2年間の減免措置があります。

① 国保税のうち所得割、資産割については所得や資産にかかわらず免除。

② 均等割を半額。

③ 旧被扶養者のみの世帯の場合、平等割を半額。

みんなで
創りました

まちづくり基本条例が
制定されました

8月1日施行します

6月定例議会において、「志摩市まちづくり基本条例」が制定され、8月1日から施行されます。

各地区5か所で『対話集会』を行い、また『意見募集』をするなど、広く市民の皆さまの意見を伺いながら、平成19年7月から「まちづくり基本条例策定委員会」において策定を行ってきました。

この条例は、市民、議会、行政機関が、それぞれの役割を認識し協働によるまちづくりを進めていくための基本的なルールを定めたものです。

市民の皆さまには、まちづくりへの参画や市民活動などを積極的に行っていただき、行政機関は、市民の参画を促進し、活動を支援していきます。

自然豊かな志摩市において、安全で安心な暮らしが続けられるよう「自分たちで出来ることは、自分たちで行っていく」を合言葉にまちづくりを進めていきます。

「志摩市まちづくり基本条例（解説付）」を保存版としてはさみ込みしてありますので、今後のまちづくりにご活用ください。

『意見募集』の結果

昨年度、「まちづくり基本条例策定委員会」において『意見募集』を実施しました。その際に寄せられた意見に対する回答を下記に掲載します。

問い合わせ 企画政策課
☎ 44・0205 FAX 44・5252

まちづくり基本条例に関する「意見募集」に寄せられた意見等と回答（抜粋）

提出された意見等	意見等に対する回答
1. 財政的な面がクローズアップされすぎではないですか、地域主権、地域主導のまちづくり、真の地方自治のための条例だと思いますが？ 	1. 第1条でしめされていますとおり、「自立したまちの実現」が第一です。ただし、充実したまちづくりを進めていくには、今後の財政状況を考える必要があります。 
2. 前文の表現が軟らかすぎるようですが？	2. 市民の皆さまに理解され、活用される条例と考え、わかりやすく、なじみよいものを心がけました。
3. 「議会」より、「行政」が先に記述されるべきではないでしょうか？ 	3. この条例は、市民の合議によってまちづくりを進めていくことをルールとしています。「議会」は市民から選ばれた合議による最高の意思決定機関ですので、先に記述することにしました。
4. 第6条第1,2号に「～努めなければならない」とありますが、義務を課す表現はよくないと思います。	4. 本条例はまちづくりを推進するための条例です。その主体である市民の責務は欠かせないものと考え記述しました。
5. 横文字は出来るだけ避けて日本語で表記し、全体的に平易で短い文で表現していただきたいのですが。	5. 日本語であらわすことにより、逆にわかりにくくなる場合もありますので、わかりやすくすることを一番に策定しました。 

※「意見募集」に、ご意見をいただきありがとうございました。

※その他の意見等やその回答については、市のホームページに掲載していますので、ご覧ください。

お知らせ

浄化槽に関する現地調査とアンケートにご協力を

浄化槽の整備のあり方などの調査検討を行うため公共下水道などの整備がされていない地域を対象に、浄化槽に関する現地調査とアンケート調査を実施します。

現地調査は、市が委託した調査員が現地を回り、浄化槽の整備状況や排水経路などについて調査を行います。

アンケートは、浄化槽整備に関する意見や要望などについて調査票を郵送します。ご協力をお願いします。

問い合わせ 環境課

☎ 55・1013 FAX 55・2954



世界平和を祈りましょう

原爆死没者の霊を慰め、併せて世界恒久平和の実現を祈念するため黙とうを捧げましょう。

● 原爆投下日

8月6日(水) 8時15分 広島市
8月9日(土) 11時2分 長崎市

● 全国戦没者追悼式

8月15日(金) 12時

募集

英虞湾自然再生協議会の愛称

英虞湾の豊かな自然を再生するために活動している「英虞湾自然再生協議会」では、協議会の愛称を募集しています。

くわしくは英虞湾自然再生協議会ホームページをご覧ください。

URL <http://agobay.org/>

問い合わせ 英虞湾自然再生協議会事務局(水産課・環境課)

水産課

☎ 53・3005 FAX 53・2681

環境課

☎ 55・1013 FAX 55・2954

市役所庁舎食堂テナント

市役所新庁舎2階に開設する食堂の事業者を募集します。

応募資格

次のすべてを満たす事業者

- ① 市内に店舗または営業所がある法人または個人で、市内で3年以上飲食業の営業実績を持ち、安定した経営能力を有すること。
- ② 過去3年間に食品衛生法の行政処分を受けていないこと。
- ③ 市税・市水道料金を完納していること。
- ④ 食中毒事故などの場合、事業者の責任において、すみやかに対応でき相応の補償能力を有すること。

営業時間 9時～16時(開庁日)
申し込み期間 8月4日(月)～13日(水)

くわしくは、問い合わせしてください。

問い合わせ 庁舎整備対策課

☎ 44・0206 FAX 44・5252



第6回 絵かきの町・大王 写真コンテスト作品



大王地区の風景や風俗、文化をテーマとした写真作品を募集します。

賞・賞金など

金賞 賞金20万円・盾：1点
銀賞 賞金10万円・盾：1点
銅賞 賞金5万円・盾：1点
その他特別賞・入選など

作品搬入期間

11月14日(金)～17日(月)

くわしくは、問い合わせください。

問い合わせ

絵かきの町・大王実行委員会事務局(志摩市観光協会大王案内所内)
志摩市観光協会

☎ 46・0570

City Information 7/21

相談

※すべて相談は無料・秘密厳守です。

特設人権相談

人権擁護委員はあなたの相談相手です。隣近所とのめんどや、家庭内（夫婦、親子など）の問題、相続、いじめや体罰、職場でのセクハラなどでお悩みの人は、お気軽にご相談ください。

とき 8月21日（木）

13時～15時

ところ 志摩文化会館 研修室

問い合わせ 津地方法務局伊勢支局

☎（0596）28・6158

FAX（0596）28・6159

人権啓発推進課（磯部分庁舎）

☎55・1012 FAX55・2954

※10月に磯部町、12月に阿児町でも開設を予定しています。

家庭児童相談室

家庭相談員が、18歳未満の子どもについての相談を受け付けています。電話での相談も可能です。

とき 平日9時～12時
13時～16時

ところ 志摩市福祉事務所
（阿児分庁舎）

問い合わせ 家庭児童相談室

☎FAX44・4866

子ども相談

相談員が、子育てや子どもの成長などについての相談を受け付けています。※要予約

とき 8月1日（金）

10時～16時

ところ 志摩保健センター

とき 8月8日（金）・29日（金）

10時～16時

ところ 志摩療育センター
（阿児町神明長沢）

問い合わせ 家庭児童相談室

☎FAX44・4866



健康相談

保健センターでは、左表の日程で血圧測定・尿検査・体脂肪測定・健康相談などを行います。生活習慣病予防に関する食生活や日常生活の相談の場として、定期的な健康チェックの場として、気軽に利用ください。

予約は必要ありませんので、希望する人は、直接会場にお越しください。

地区	とき	8月	ところ	受付時間
大王	19日（火）		船越公民館	9:30～10:30
	20日（水）		大王保健センター（いきいき館 水仙）	
	21日（木）		畔名コミュニティセンター	
志摩			名田公民館	13:30～14:30
	4日（月）		越賀多目的集会施設	9:30～10:30
			御座コミュニティセンター	13:30～14:30
	5日（火）		志摩保健センター	9:30～10:30
			布施田連絡所	13:30～14:30
	7日（木）		片田共同福祉施設	9:30～10:30
阿児			間崎島開発総合センター	13:30～14:30
	5日（火）		総合保健センター（サンライフあご）	9:30～11:00
	7日（木）		立神ふれあいセンター	
	28日（木）		安乗公民館	
磯部	26日（火）		迫間多目的集会所	9:30～10:00
	27日（水）		沓掛集会所	
	28日（木）		築地集落センター	
	29日（金）		旧迫間保育所	

問い合わせ

総合保健センター

（サンライフあご3階）

☎44・1105 FAX44・1102

浜島保健センター

☎53・1465 FAX53・2621

大王保健センター

☎72・5963 FAX72・5964

志摩保健センター

☎85・2157 FAX85・5814

磯部保健センター

☎55・4011 FAX56・0750

エコー(超音波検査)による乳がん検診

と き	と こ ろ	受付時間	定 員	予約申込先	申込期間
8月28日(木)	総合保健センター (サンライフあご)	13:00～15:00	40人/日	総合保健センター ☎ 44・1105 FAX 44・1102	8月7日(木)～ 27日(水)
9月9日(火)	志摩文化会館	13:30～15:00		志摩保健センター ☎ 85・2157 FAX 85・5814	8月19日(火)～ 9月8日(月)

持 ち 物

健康手帳(40歳以上の人:お持ちでない人は発行します)、バスタオル

自己負担額

1,000 円

対 象 年 齢

30～39歳の女性 または 40歳以上で奇数年齢の女性

※授乳中、妊娠中の受診は、要経過観察となる可能性があります。

結核・肺がん検診、大腸がん検診

結核・肺がん検診、大腸がん検診は事前の申し込みは不要です。当日、直接会場までお越しください。

検 診 名	検 診 方 法		対象者(住民)	自己負担額
結 核 検 診	胸のレントゲン		65 歳以上	無料
肺 が ん 検 診			40 歳以上	
大腸がん検診	かくたん検査 便潜血反応	検査当日に容器を配布し、後日回収	40 歳以上	500 円

☆結核・肺がん、大腸がん検診は単独でも受診できます。

☆胸のレントゲンをとられる人は、ボタン、金具、ホック、ネックレス、エレキバンなどは避けてください。

地 区	と き	と こ ろ	受付時間	採便・喀痰回収日
浜 島	9月1日(月)	迫子公民館	10:00～11:00	9月8日(月)
		塩屋生涯学習センター	11:30～12:30	
		桧山路生涯学習センター	14:00～15:00	
		浜島保健センター	15:30～16:30	
	9月3日(水)	浜島中学校前	10:00～11:00	
		南張生涯学習センター	11:30～12:30	
		志摩市役所浜島支所	14:00～16:00	
大 王	9月4日(木)	名田前浜	10:00～12:00	9月12日(金)
		船越公民館	13:30～16:00	
	9月8日(月)	畔名コミュニティセンター	10:00～12:00	
		志摩市役所大王支所裏	13:30～16:00	
	9月9日(火)	波切小学校体育館前	10:00～12:00	
		大王保健センター	13:30～16:00	

検 診 受 診 上 の 注 意

- 対象年齢は、平成21年3月31日を基準としています。基準日での満年齢をご確認ください。
- 70歳以上の方は検診の自己負担額が無料になります。(手続きは必要ありません)
- 同じ検診を年に2回受診した場合は、2回目は全額自己負担になります。
- 集団検診の結果は、受診日の約3週間後に自宅に郵送されます。

乳幼児相談・健診などの お知らせ

8月



乳幼児相談では、子どもの健やかな成長のために、保健師・栄養士が、身長・体重の測定や離乳食の指導、予防接種相談のほか、育児全般の相談に応じています。

事業内容	ところ	とき・受付時間	対象
乳幼児相談	磯部保健センター	4日(月)	就学前の乳幼児 (母子健康手帳を お持ちください)
		8日(金)	
	大王保健センター	5日(火)	
	浜島保健センター	8日(金)	
	志摩保健センター	12日(火)	
		13日(水)	
1歳6か月児健診 3歳児健診 2歳児歯科教室 2歳6か月児歯科教室	※総合保健センター(阿児)	25日(月)	対象者に個人通知しますので、受付時間 などは通知文書をご確認ください。 (3歳児健診は、3歳6か月のときに通知します)
		26日(火)	
	総合保健センター(全地区)	6日(水)	
	総合保健センター(全地区)	22日(金)	
7か月児相談	※総合保健センター(阿児)	7日(木)	
	※総合保健センター(阿児)	21日(木)	
	大王保健センター	1日(金)	
	※総合保健センター(阿児)	5日(火)	
	志摩保健センター	11日(月)	
12か月児相談	磯部保健センター	12日(火)	
	浜島保健センター	20日(水)	
	大王保健センター	1日(金)	
	志摩保健センター	11日(月)	
	浜島保健センター	12日(火)	
	※総合保健センター(阿児)	19日(火)	
	浜島保健センター	20日(水)	

●対象は各保健センターの地区内にお住まいの人です。

※カッコ内の地区が対象です。

定期の

日本脳炎予防接種に についてお知らせ

厚生労働省は、日本脳炎予防接種について積極的勧奨はしない勧告は出していますが、「保護者の同意書」を添付すれば定期の予防接種として、公費で接種が可能です。予防接種協力医療機関の窓口「保護者の同意書」がありますので、接種を希望される人は、医療機関窓口にて申し出てください。



問い合わせ 総合保健センター(サンライフあご3階) ☎ 44・1105 FAX 44・1102

浜島保健センター ☎ 53・1465 FAX 53・2621

大王保健センター ☎ 72・5963 FAX 72・5964

志摩保健センター ☎ 85・2157 FAX 85・5814

磯部保健センター ☎ 55・4011 FAX 56・0750

編集・発行：志摩市 市長公室

〒517-0592 三重県志摩市阿児町鶴方3098番地9 ☎ (0599) 44・0200 FAX (0599) 44・5252

【Homepage】 <http://www.city.shima.mie.jp/> 【E-mail】 shichokoshitsu@city.shima.lg.jp

◎広報しまへのご感想・ご意見をお寄せください。